平成２４年（フ）第１２９７号
名古屋市守山区八剣１丁目106番地　八剣荘２－Ｃ号、住民票上の住所愛知県瀬戸市西米泉町160番地　フラットワン102
債務者　戸谷富士枝
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６９号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目３番３号　サンベアマンション金山406号、従前の住所名古屋市中川区八熊２丁目１番５号　森ビル403号
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７０号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目３番３号　サンベアマンション金山406号、従前の住所名古屋市中川区八熊２丁目１番５号　森ビル403号
債務者　田中　好美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８９号
名古屋市中川区八熊１丁目５番18号　エクセルハイツ尾頭橋203号
債務者　水野　美好
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４６３号
大阪市此花区春日出南２丁目３番３号
債務者　砂田　征春
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４９号
大阪市平野区喜連東３丁目13―11―106、住民票上の住所大阪市天王寺区勝山２丁目１番26号　ハイツ中村Ｐａｒｔ１―305号
債務者　前川　匡哉
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７３号
大阪府東大阪市今米２丁目６番36号　吉田アバンギャルド215号
債務者　創伸建設こと　田中　　隆
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２０号
大阪府吹田市五月が丘北14番７―407号、前住所大阪市中央区高津２丁目８番８―1003号
債務者　當間　英範
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９２３号
大阪市住吉区苅田10丁目９番３号
債務者　髙橋　牟子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１９号
大阪府門真市四宮６丁目１番３号
債務者　井上　正明
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０７号
大阪府東大阪市菱江４丁目１番４号
債務者　浅田　香月
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５３号
大阪府寝屋川市大成町３番14号
債務者　戸塚　洋一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６９号
大阪府守口市藤田町３丁目46番１号、申立時の住所大阪府守口市藤田町１丁目49番３号
債務者　大前　利之
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８６号
大阪市東成区中本５丁目８番８号
債務者　七條　成夫
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１５号
大阪市福島区野田３丁目６番23号　サンライズ中野401号
債務者　中谷ひさ江（旧姓濵谷）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２８号
大阪府豊中市三和町４丁目２番１号
債務者　川上　克也
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６８１号
大阪市東成区中道３丁目７番25号
債務者　佐川　弘昌
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部